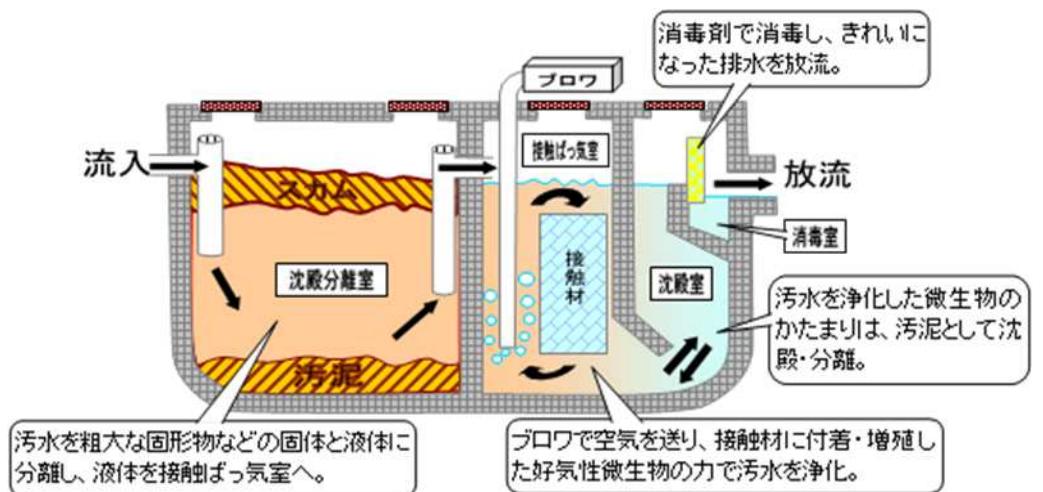


公共浄化槽の整備及び維持管理費用の補助について

1 浄化槽について

(1) 浄化槽（合併処理浄化槽[※]）とは

下水道が整備されていない地域で、家庭等から出るし尿や生活雑排水（台所、風呂等）を微生物の力で分解・処理し、浄化して河川・水路等に放流する設備



※し尿及び生活雑排水をあわせて処理する合併処理浄化槽のほか、し尿のみを処理する単独処理浄化槽（現在は新設不可）もある。

(2) 設置状況（令和7年度）

設置基數	うち、住宅・共同住宅 (うち、単独浄化槽)	【参考】し尿汲み取り (うち、住宅)
2,077 基	<u>283 基</u> (106 基)	1,563 ケ所 (1,192 世帯)

(3) 設置にかかる本市の補助制度

【小型合併処理浄化槽設置整備事業（平成元年～）】

し尿汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進することで、生活排水の適正処理による環境保全を図るために、小型合併処理浄化槽を設置する個人に対して設置費の一部を補助

①小型合併浄化槽設置に対する補助

人 槽	5人槽	6・7人槽	8～50人槽
補助金額	332,000 円	414,000 円	548,000 円

【例：5人槽の場合】

設置費（平均840千円程度）		
国交付金 1/3	市補助金 2/3	施工主負担 (50万円程度)
332千円 (工事費の約4割相当を補助)		

②宅内配管工事に対する補助

宅内配管工事の費用の実費に相当する額（上限30万円）を補助

※ただし、単独処理浄化槽を廃止して合併浄化槽を設置する工事に付帯するものに限る

③過去の特例措置

早期かつ強力に浄化槽の設置促進を図るため、平成16年度から5年間の限定で、①の設置に対する補助を拡充する特例措置を実施

- ・適用区域：市街化調整区域であって、下水道認可区域外の区域
- ・実施期間：平成16年～20年度の5年間
- ・補助上限：80万円
- ・補助実績：77基
- ・周知方法：地元説明会の開催、対象世帯への案内文送付 等

④これまでの補助実績

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	累計 (H元～R6)
基数	2基	2基	2基	432基
金額	746,000円	664,000円	664,000円	

※宅内配管工事に対する補助については実績なし

（4）維持管理について

浄化槽を使用する際には、定期的な点検や清掃、放流水の水質等の検査が必要
【年間維持管理費（例：5人槽の場合）】

内容	金額	合計金額
保守点検（年3回）	約24,000円	
清掃（年1回） 消毒管理（年数回）	約80,000円	約119,000円
検査（年1回・2種類）	15,000円	

<参考>下水道使用料

年間使用料*	50,010円
--------	---------

*4人世帯で月30m³使用することを想定した場合

2 公共浄化槽について

(1) 公共浄化槽とは

個人が設置する浄化槽に対し、市町村が主体となって戸別住宅等に設置する浄化槽を「公共浄化槽」という。維持管理についても市町村主体で行い、浄化槽を使用する住民からは使用料や設置にかかる分担金を徴収する。

なお、公共浄化槽は、山間部や過疎地域が多く、地形や建設コスト等の面から大規模な下水道整備が困難で下水道普及率が低い市町村を中心に導入されている。

(2) 公共浄化槽にかかる住民負担

公共浄化槽を使用する住民についても、以下の負担が必要

時期	項目	金額（目安）	備考
設置時	分担金	8～10万円	設置費の1割程度
	水洗トイレ設置 ・配管工事費	30～50万円	工事の状況による
設置後	浄化槽使用料	約5万円	下水道使用料と同程度の場合が多い※

※ただし、公共浄化槽事業を実施する場合、特別会計を設置し、維持管理にかかる収支を原則独立採算とする必要があるため、維持管理費を使用料で賄う必要がある。

→整備基数が少ない場合、個人設置浄化槽の維持管理費と同程度になる可能性あり。